破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１７９号
青森県八戸市大字妙字犬森35番地76、破産手続開始等申立時の住所青森県八戸市大字新井田字出口平50番地47
債務者　重冨　隆哉
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
青森県八戸市大字河原木字蝦夷館４番地５、前住所青森県八戸市石堂２丁目20番２号
債務者　西山　清人
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
青森県八戸市大字河原木字蝦夷館４番地５、前住所青森県八戸市石堂２丁目20番２号
債務者　西山　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平127番地７
債務者　水梨　　勝
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
青森県三戸郡階上町大字金山沢字金山沢１番地
債務者　大沢　博美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
青森県八戸市湊高台３丁目17番20号　ソレイユ壱番館１－Ａ、前住所岩手県盛岡市山岸６丁目30番10号
債務者　佐藤　征和
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
青森県八戸市南類家４丁目５番Ａ１－36号
債務者　中山美知子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
青森県八戸市大字長苗代字紺屋町12番地１　ザ・マンション紺屋町Ｂ－101、前住所青森県八戸市大字尻内町字鴨ケ池99番地３　上山荘12号
債務者　成田　廣子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
青森県八戸市大字長苗代字紺屋町12番地１　ザ・マンション紺屋町Ｂ－101、前住所青森県八戸市下長４丁目４番３　44号県営住宅
債務者　成田　祥子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字横道22番地６
債務者　荒道　保夫
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
青森県八戸市大字糠塚字前谷地13番地６
債務者　春日　敏子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
青森県八戸市根城４丁目19番10号　パレーシャル白樺103号、前住所青森県三戸郡五戸町大字倉石又重字上川原173番地
債務者　中村　照美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
青森県八戸市吹上６丁目４番20号　藤覚荘２号、前住所青森県八戸市大字新井田字出口平50番地47
債務者　下村　夏美（旧姓重冨）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
青森県八戸市大字沢里字沢里山16番地116
債務者　小坂　富男
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
青森県八戸市大字田面木字赤坂１番地１　サンシャインコーポ赤坂１－５
債務者　中村　敏幸
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
青森県八戸市大字田面木字赤坂１番地１　サンシャインコーポ赤坂１－５
債務者　川村惠利子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係